

平成25年三重県議会定例会
予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

◎議案事項

議案第3号 平成25年度三重県一般会計予算について	1
議案第23号 みえ森と緑の県民税条例案について	2
議案第37号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について	3
議案第38号 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案について	4
議案第39号 職員の救慰金等の支給に関する条例の一部を改正する条例案について	6
議案第75号 平成24年度三重県一般会計補正予算（第9号）について	7

◎所管事項

1 平成25年度税制改正について	8
------------------	---

(参考) 3/18 予算決算常任委員会 環境生活農林水産分科会 説明資料 (抜粋)

平成25年3月19日

総 務 部

◎議案事項
議案第3号

平成25年度三重県一般会計予算について
(県税収入予算について)

平成25年度県税収入については、2,064億7,400万円で、平成24年度県税収入当初予算に比べ2億2,600万円（前年度比0.1%減）の減収になると見込んでいます。

主な要因は、地方消費税が輸入取引額の増加による貨物割の増により38億8,300万円（前年度比11.8%増）の増収、個人県民税が所得割の増により8億5,900万円（前年度比1.4%増）の増収になると見込んでいます。

一方、法人二税は円高水準が長期間継続したことに伴い法人の業績が悪化した前年の実績に基づき申告されることなどにより28億4,600万円（前年度比6.4%減）の減収、県たばこ税が市町への税源移譲による税率改正により11億2,900万円（前年度比33.2%減）の減収になると見込んでいます。

(単位：百万円、%)

事 項 税 目	24年度 当初予算額 (A)	25年度 当初予算額 (B)	比較 (B)-(A)=(C)	前年度比 (%) (C)/(A)	25年度 税制 改正による 影響額	主な増減理由 (25年度当初 / 24年度当初)
個人県民税	62,681	63,540	859	1.4		所得割の増
法人県民税	9,947	9,218	△ 729	△ 7.3	△ 17	法人税率引き下げの通年影響
県民税利子割	1,697	1,345	△ 352	△ 20.7		利子の減
個人事業税	1,634	1,701	67	4.1		景気の持ち直しによる個人事業主の所得の増
法人事業税	34,250	32,133	△ 2,117	△ 6.2	△ 47	円高水準の継続による法人業績への影響
地方消費税	33,020	36,903	3,883	11.8		輸入取引額の増加による貨物割の増
不動産取得税	4,227	3,844	△ 383	△ 9.1		建築、不動産取引の減
県たばこ税	3,401	2,272	△ 1,129	△ 33.2		税率の改正による減
ゴルフ場利用税	1,989	1,947	△ 42	△ 2.1		利用人員の減
自動車取得税	3,650	3,500	△ 150	△ 4.1	△ 2	エコカー補助金制度の終了による販売台数の減
軽油引取税	21,796	21,793	△ 3	△ 0.0		軽油消費量の減
自動車税	28,145	28,094	△ 51	△ 0.2		課税台数の減
鋳 区 税	5	4	△ 1	△ 20.0		
狩 獵 税	40	39	△ 1	△ 2.5		
産業廃棄物税	218	141	△ 77	△ 35.3		産業廃棄物の搬入重量の減
県 税 計	206,700	206,474	△ 226	△ 0.1	△ 66	
地 方 法 人 特 別 譲 与 税	23,795	24,613	818	3.4	△ 43	全国税収の増
合 計	230,495	231,087	592	0.3	△ 109	
法 人 二 税	44,197	41,351	△ 2,846	△ 6.4	△ 64	
法人二税+地方 法人特別譲与税	67,992	65,964	△ 2,028	△ 3.0	△ 107	

みえ森と緑の県民税条例案について

1 趣旨

県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税を導入するものです。

2 課税方式

県民税均等割の超過課税方式とします。

(1) 個人の県民税の均等割

個人の県民税の均等割の税率は、現行の税率（復興増税の適用期間はそれを合わせた税率）に 1,000 円を加算した額とします。

	現 行	復興増税 (H26～H35)	みえ森と緑 の県民税 (H26～)	計
県	1,000 円	500 円	1,000 円	2,500 円
市 町	3,000 円	500 円	—	3,500 円
計	4,000 円	1,000 円	1,000 円	6,000 円

(2) 法人の県民税の均等割

法人の県民税の均等割の税率は、現行の税率（20,000 円から 800,000 円まで）に 100 分の 10 を乗じて得た額を加算した額とします。

3 施行日

平成 26 年 4 月 1 日から施行し、次のとおり適用します。

- (1) 個人 平成 26 年度以後の年度分の個人の県民税
- (2) 法人 平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の県民税

4 見直し期間

条例の施行後、おおむね 5 年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する平成24年10月2日付けの給与改定に関する勧告及び報告に鑑み、平成18年度から実施した給与構造改革における経過措置及び宿日直手当の規定を整備するものです。

2 主な改正内容

(1) 給与構造改革における経過措置の段階的廃止

給与構造改革において、給料表の切替えを行ったことにより、新給料表による給料月額が、同給料表の適用の日の前日（平成18年3月31日）の給料月額に達しない職員に対して支給する経過措置額については、次のとおり平成25年4月から段階的に引き下げ、平成29年3月31日限り廃止します。

期 間	経過措置額に乗じる割合
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	100分の100
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	100分の75
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	100分の50
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	100分の25

(2) 宿日直手当の支給額の見直し

宿日直手当の支給限度額について、医師の処遇を確保する観点から、国や他の都道府県との均衡を図る必要があるため、現行の1回につき7,200円から、医師又は歯科医師に限り1回につき20,000円とし、その他規定を整備します。

3 施行日

平成25年4月1日

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案について

1 改正理由

民間における退職給付及び国家公務員の退職手当の支給の実情に鑑み、退職手当の額の引下げを行うものです。

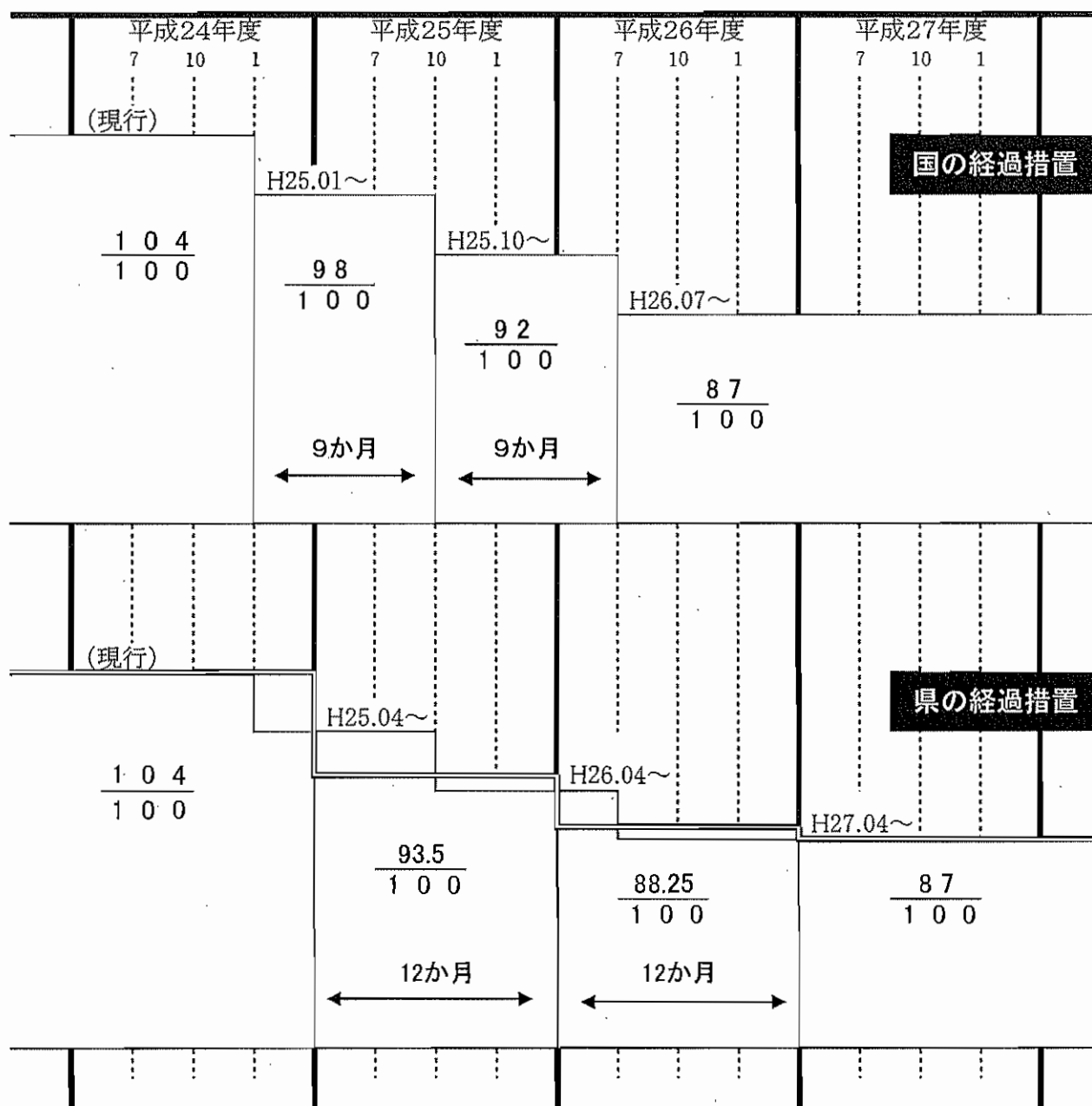
2 改正内容

- (1) 官民均衡を図るために条例上設けられている調整率を100分の104から100分の87に引き下げます。
- (2) (1)の調整率は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては100分の93.5と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては100分の88.25とします。

3 施行日

平成25年4月1日

○ 調整率の経過措置



○ 引下げの影響額（1人当たり）

(単位：円)

	退職手当額	現行との差
現行	27,171,288	—
平成25年度	24,630,057	△2,541,231
平成26年度	23,359,441	△3,811,847
平成27年度以降	23,056,914	△4,114,374

※ 行政職、課長級、勤続年数35年の職員が定年退職したと想定

職員の救慰金等の支給に関する条例の一部を改正

する条例案について

1 改正理由

この条例は、職員（警察職員を除く）が危険を予断できるにもかかわらず、これを顧みることなく職務を遂行したことにより、危害又は災害を受け、障害の状態となり、又は死亡した時に救慰金を支給するもので、支給額も含め「警察職員の救慰に関する条例」（昭和30年12月制定）の支給制度と同一として平成6年3月に制定されました。

今回、条例の一斉点検・見直しにより、「警察職員の救慰に関する条例」において国及び他県との均衡を図るため、救慰金等の額の引き上げを予定していることから、本条例も制定の趣旨に基づき「警察職員の救慰に関する条例」と同一となるよう改正しようとするものです。

2 主な改正内容

警察職員を除く職員に支給する救慰金等の額を引き上げます。

区分	障害等級	救慰金の額	
		旧	新
死亡		21,000,000円	30,000,000円
障害	第一級	17,300,000円	18,700,000円
	第二級	14,900,000円	15,500,000円
	第三級	12,900,000円	13,600,000円
	第四級	11,100,000円	12,100,000円
	第五級	9,600,000円	10,300,000円
	第六級	8,300,000円	9,000,000円
	第七級	6,900,000円	7,600,000円
	第八級	5,500,000円	6,400,000円
	第九級	4,400,000円	5,500,000円
	第十級	3,300,000円	4,700,000円
	第十一級	2,400,000円	4,000,000円
	第十二級	1,600,000円	3,500,000円
	第十三級	1,100,000円	3,000,000円
	第十四級	800,000円	2,600,000円

3 施行日

公布日から施行

議案第75号

平成24年度三重県一般会計補正予算（第9号）について
 （県税収入補正予算について）

平成24年度県税収入については、2,052億2,200万円で、補正前の額に比べ13億800万円の増収になると見込んでいます。

主な要因は、法人二税が経済の回復による法人業績への影響により13億500万円の増収、地方消費税が譲渡割の増により5億100万円の増収になると見込んでいます。

一方、不動産取得税が不動産取引の減により2億600万円の減収、軽油引取税が軽油消費量の減により1億8,600万円の減収、県民税利子割が1億600万円の減収を見込んでいます。

（単位：百万円、%）

事項 税目	現計予算額 (A)	最終補正額 (B)	補正後 予算額 (A)+(B)=(C)	対現計比 (%) (C)/(A)	前年度 決算比 (%)	補正理由
法人県民税	9,006	183	9,189	102.0	95.2	経済の回復による法人業績への影響
県民税利子割	1,388	△106	1,282	92.4	75.1	利子の減
法人事業税	29,152	1,122	30,274	103.8	94.2	経済の回復による法人業績への影響
地方消費税	36,269	501	36,770	101.4	106.4	譲渡割の増
不動産取得税	3,914	△206	3,708	94.7	92.9	建築、不動産取引の減
軽油引取税	21,796	△186	21,610	99.1	99.9	軽油消費量の減
その他の税	102,389	0	102,389	100.0	101.6	
県税計	203,914	1,308	205,222	100.6	100.4	
地方法人 特別譲与税	21,881	972	22,853	104.4	103.3	全国税収の増
合計	225,795	2,280	228,075	101.0	100.7	
法人二税	38,158	1,305	39,463	103.4	94.4	
法人二税 + 地方 法人特別譲与税	60,039	2,277	62,316	103.8	97.5	

1 平成 25 年度税制改正について

平成 25 年度税制改正の大綱に示された地方税関係の主な改正点等は次のとおりです。

1 個人所得課税

(1) 金融・証券税制（住民税の見直し）

① 金融商品に係る損益通算範囲の拡大

上場株式等の配当及び譲渡損益の間でのみ認められている損益通算について、一定の公社債等の利子等及び譲渡損益まで損益通算の範囲が拡大されます。

② 公社債等に対する課税方式の変更

非課税とされている公社債等の譲渡益について、課税対象とされます。公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外した上、配当割の課税対象とされます。

※ ①、②については、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受ける利子等及び譲渡益等に適用されます。

③ 少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の拡充

平成 22 年度税制改正で創設され、平成 26 年 1 月から導入されることとなっていた非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（日本版 I S A）について、次のとおり拡充されます。

・非課税投資総額：

最大 300 万円（100 万円×3 年間）

→ 最大 500 万円（100 万円×5 年間）

・非課税口座開設期間：

平成 26～28 年（3 年間） → 平成 26～35 年（10 年間）

④ 法人に係る利子割の廃止

現行制度では、利子割は個人・法人の区別なく課税されていますが、法人については、法人の課税所得に利子も含まれることから、二重課税を排除するために、課された利子割額を法人住民税から控除しています。

改正案では、法人に係る利子割を廃止し、併せて法人税割額からの利子割額の控除を廃止することで、事務が簡素化されます。

※ 平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受ける利子等に適用されます。

(2) 住宅税制

① 個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充

所得税の住宅ローン控除の適用期限（平成 25 年 12 月 31 日）が平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年延長され、その期間のうち平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までに住宅を取得した場合の最大控除額が拡充されます。

- ・ 所得税の最大控除額：一般住宅 200 万円 → 400 万円
認定住宅（※） 300 万円 → 500 万円

※ 認定住宅とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいいます。

個人住民税においては、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額が、次の控除限度額の範囲内で控除されます。

居住年	控除限度額
現行（～平成 25 年 12 月）	所得税の課税総所得金額等の 5 % （最高 9.75 万円）
平成 26 年 1 月～ 3 月	同上
平成 26 年 4 月～平成 29 年 12 月	所得税の課税総所得金額等の 7 % （最高 13.65 万円）

なお、この措置による平成 27 年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補てんされます。

2 資産課税

(1) 租税特別措置の見直し

不動産取得税の負担軽減措置について、延長等の見直しが行われます。

< 主な項目 >

- ・ 一定の要件を満たす新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅及び土地の取得に対して課する不動産取得税の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで 2 年延長

3 法人課税

(1) 民間投資の喚起と雇用・所得の拡大

国税において講じられる制度が、中小企業者等（資本金 1 億円以下）の法人住民税、法人事業税にも適用されます。

<主な項目>

・生産等設備投資促進税制の創設

国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合に、その生産等設備を構成する機械装置の取得価額の 30%の特別償却又は 3%の税額控除ができる制度。

・所得拡大促進税制の創設

給与等の支給を一定以上増加させた場合に、その増加額の 10%の税額控除ができる制度。

4 消費課税

(1) 自動車取得税の特例措置の適用対象の追加

衝突被害軽減ブレーキを搭載した先進安全自動車に係る自動車取得税の特例措置の適用対象に 5 トンを超える一定のバスが追加されます。

(2) 狩猟税の特例措置の適用期限の延長

対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置（2分の1税率）の適用期限が、平成 28 年 3 月 31 日まで 3 年延長されます。

5 納税環境整備

(1) 延滞金等の利率の見直し

国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率が引き下げられます。

	本則 (特例)	特例の見直し案	(参考) 貸出約定平均金利が 1% の場合
延滞金	14.6% (-)	特例基準割合 (※) + 7.3% (※) 貸出約定平均金利 + 1%	9.3%
納期限 後 1 箇 月以内	7.3% (4.3% : 公定歩合 + 4%)	特例基準割合 + 1%	3.0%
還付加算金	7.3% (4.3%)	特例基準割合	2.0%

※ 平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金等について適用されま
す。

6 県税条例の改正について

(1) 平成 25 年度税制改正

地方税法の改正により、三重県県税条例の改正を予定しています。国会において、地方税法の改正案が可決、成立した後、三重県県税条例の一部を改正する条例案（一部を除き平成 25 年 4 月 1 日施行）を 3 月会議に提出いたします。

<主な項目>

- ・個人県民税の見直し
- ・不動産取得税の特例措置の延長
- ・自動車取得税の特例措置の拡充
- ・狩猟税の特例措置の延長
- ・延滞金の利率の見直し

(2) その他

今回の地方税法の改正によるものではありませんが、国の関係法令（過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等）が改正された場合、必要に応じて次の条例改正を行う場合があります。

- ・三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例
- ・三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例
- ・三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例